

(行政の維新プロジェクトについてその2)

～給食調理員民間委託、生活保護対策、ふるさと納税について～)

① 今回の事業見直しにおいて、小学校の給食調理業務のアウトソーシングが推進されることが決定されました。給食調理員の雇用形態についても吹田新選会は声を上げ続けておりましたので、今回の推進決定は非常に喜ばしいことでもあります。ここで浮きました予算は、できる限り子供たちのために使っていただきたいと考えます。見直し会議においては、慎重な業者選定の上でアウトソーシングを積極的に進めるべきであるという声が多かったように思います。見直し案では2018年度までに8校程度に業務委託を導入としておりますが、アウトソーシングに向けた計画案をお示しください。

市長が職員とともに必死に進めておられる財政健全化。これをなし遂げ、浮いた財源で市長のおっしゃる教育の維新のための教育費や市税増収に向けた成長戦略に使わなければならないと我々も強く感じます。しかし、一つ落とし穴がございます。財政健全化に対する市長や職員の血のにじむような努力をすべて吸収するかのようになり、社会保障費がどんどん上昇しております。

どれだけ公務員改革によって、市長、職員が身を削り、歳出を削減したとしても、今後それを上回る勢いで支出がふえていくと予想されます。ただ単に、市の単独事業を見直すだけでなく、年々増大する生活保護などの国が定める社会保障の費用についてもぜひ他の首長らと連携し、国への制度見直しを要望していただきたいと思っております。この点を見直さずに一般市民のサービスや職員の給与を削っていくと、働く人が働かない人のために我慢をしなければならなくなり、これでは社会主義制度になってしまいます。

例えば、生活保護の問題について突っ込んで指摘をすれば、国の定める最低生活費の基準はバブル期に引き上げられ、その後、平成7年あたりで下げどまっています。一方、日本経済はその後もデフレで低賃金の道を歩み、例えば時給800円のパートなどに出て1日8時間週休二日で働いてもお給料は15万円に満たない金額です。そこから税金や社会保障費、医療費などを払っていくと、完全に生活保護の給付費よりも金額が下回ります。共産党の方に言わせれば、だから最低賃金を時給1,000円にしろということになるのでしょうか、それでは今度は雇う側の経営が成り立たなくなります。

経済がグローバル化していき、安い賃金で労働力が手に入るようになった今日では、単純な労働で時給800円をもらえる国は世界でもそうありません。こうした認識のもとで考えれば、パートで一生懸命働くよりも生活保護をもらっていたほうが生活が楽だと流れてしまうのが人の感情であり、現在恐ろしい勢いで生活保護がふえているわけです。

誤解がないように申し上げますが、セーフティネットをなくせということではなく、金額や制度の基準の見直しを社会保障費の増大する大阪府下の首長の一人として井上市長に声を上げていていただきたいのです。国の制度だからと逃げるのは簡単ですが、これが財政問題の本質です。そういったことにも取り組みながらの事業見直しでないと、税金を払う人との公平感が失われます。

②真面目に働く市民の声の代弁です。市の社会保障費や生活保護のあり方への市長の見解をお聞かせください。

さらに、財政にかかわる問題としてふるさと納税についてお聞きします。

③吹田新選会は、2008年12月議会でユニークな学校をつくる構想を立てて、市外からのふるさと納税を集めてはどうかとの提案をしました。しかし、その案が取り上げられることはなく、この制度の活用もほとんど進んでいません。新市長は、この制度を活用して財源を確保する構想をお持ちでしょうか。削るだけでなく、財源をふやす構想もお聞きしたいと思います。市長の御見解をお聞かせください。

また、吹田市には現在3,000名ほどの職員がいますが、そのうち吹田市に住民票のある職員はどれくらいおられますか。我々の肌感覚では相当数が市外に住んでおられるように思っておりますが、吹田市民の税金で給与をもらっているのですから、市外在住の職員にも吹田の財政健全化に協力してもらいたいと思います。何せ非常事態ですから。市外在住の正規職員の皆さんに吹田市にふるさと納税をしてもらうことを促すことを提案しますが、この点についての市長の見解をお聞かせください。

(西川俊孝学校教育部長答弁)

学校教育部にいただきました給食調理業務についての御質問に御答弁申し上げます。

小学校の給食調理業務につきましては、さきの事業見直し会議において検討され、政策推進部ワーキングチームから今後の定年退職者数の推移を見込み、採用を停止とすることにより年次的に業務委託を進め、平成30年度(2018年度)までに8校程度に業務委託を導入するという見直し案が示され、この会議結果としてアウトソーシングの推進ということが決まりました。

小学校給食の調理業務については、調理員についてこれまで多様な雇用形態を活用し、自校調理による本市の直営方式を進めてまいりました。しかしながら、現在本市で取り組みを進めている行政の維新プロジェクトでは、職員体制の見直しの骨子として、正規職員の新規採用については3年間全面停止を図ることとしていることから、また他市の給食運営体制において、業務委託化に取

り組んでいる事例も多くあることも踏まえまして、今回の事業見直し会議の結果とあわせ、今後具体的な推進計画につきまして、関係課と協議を重ねながら検討してまいりたいと考えております。

なお、検討に当たりましては、他市で既に進められている状況も参考にしながら、安心、安全な給食が提供できますよう、業務委託における職員体制や衛生管理など細部にわたる具体策の検討や非正規調理員の雇用調整などにつきまして慎重に対応し、取り組んでまいりたいと考えております。

(門脇則子福祉保健部長答弁)

生活保護につきまして、市長にとのことでございますが、まず担当からお答え申し上げます。

本市の生活保護の動向につきましては、我が国が平成 20 年(2008 年)10 月のいわゆる世界同時不況以降の厳しい雇用・失業情勢から抜け出しきれない状況のもと、被保護世帯数、被保護人員は、平成 21 年度(2009 年度)末では 3,634 世帯、5,438 人、平成 22 年度(2010 年度)末で 3,869 世帯、5,774 人と、増加する傾向にあり、平成 23 年(2011 年)8 月末現在では 3,946 世帯、5,833 人となっております。

生活保護費につきましても年々増加の傾向にあり、平成 21 年度決算額は 87 億 2,708 万 6,000 円、平成 22 年度決算見込み額は 96 億 517 万 2,000 円と推移いたしましたことで、平成 23 年度の予算額につきましては 108 億 3,620 万 9,000 円を計上しております。

また、生活保護費はおよそ 4 分の 1 が市町村の負担となりますことから、市の財政的・人的負担が増大し、対応に苦慮しているところでございます。

しかしながら、生活保護法第 1 条において、日本国憲法第 25 条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することと定められております。市は、この法律の定めるところにより保護を決定し、かつ実施しなければならないもので、これは地方自治法第 2 条で、市に対しての第 1 号法定受託事務と位置づけられています。その中で、生活保護制度の財政的負担につきましては、大阪府市長会を通じまして国の 10 割負担を要望しているところでございます。

(平野孝子政策推進部長答弁)

次に、ふるさと納税を活用して財源を確保することについてでございますが、行政の維新プロジェクトの取り組み課題の一つといたしまして、平成23年(2011年)8月31日に歳入確保のための方策を策定いたしました。

基本的な考え方といたしまして、既成の概念を前提とせず、市民、事業者、職員など広くアイデアを求め、歳入確保に効果があると考えられることはすべて検討し、有効なものは速やかに実施することといたしておりますことから、まずは市内で広く意見を募集いたしました。その後、すぐに取り組めるものや効果が大きいものという観点から各意見を分類した結果、ふるさと納税と広告事業を今年度重点的に取り組む項目といたしました。その上で、それぞれの取り組みごとに市内の有志職員による歳入確保策実行チームを結成し、今まで以上に充実した方策となるよう具体的な制度設計に取り組んでいるところでございます。

これまでも歳入の確保につきましては取り組んできたところでございますが、今後ふるさと納税や広告事業以外にもさまざまな分野から幅広く歳入を確保してまいりたいと考えております。

次に、市外在住の正規職員にふるさと納税をしてもらうことについてでございますが、現在、正規職員約3,000人のうち約45%が市外に在住しております。ふるさと納税の推進に取り組んでいく中で、まずは市外在住職員に対して、本市財政を支え、少しでも市民サービスの質的向上につなげていくために、ふるさと納税制度による寄附を呼びかけてまいりたいと考えております。

(井上哲也市長答弁)

②生活保護についてでございますが、当該制度は国民の最後のセーフティネットであり、国の責任のもと、実施されるべきであるものと認識をさせていただいております。その費用については国が全額負担すべきものと存じておりますので、今後とも機会をとらえ、府内各市と連携し、国に対して要望をしてまいります。

③次に、ふるさと納税制度の活用についてでございますが、ふるさと納税の活用による財源確保の取り組みにつきましては担当部長のほうから詳しく御説明をさせていただきましたが、赤字体質から脱却し柔軟な財政構造を確立するためには、事業の見直しなどにより歳出の抑制に取り組むとともに、歳入をふやす取り組みにつきましてもこれまで以上に力を入れていく必要がございます。今後、ふるさと納税を初めさまざまな分野から自主財源の確保に取り組んでまいります。

(足立将一再質問)

②生活保護についてですが、国に対して全額負担を求めるといっていますが、これは非常に非現実的であるのではないかと私は考えております。吹田市以上に国は財政非常事態に陥っているのではないかと私は認識しております。そのような国に対して全額負担を、全市の負担をこれ以上求めることは不可能であると思います。それよりは制度改革を声に出して、口に出して、現状に見合った制度に改正するよう自治体として求めることが市長としてとるべき姿ではないかと私は考えております。

③次に、ふるさと納税について伺います。

市外在住の職員が45%もいるということを知ると非常に驚かれます。魅力あるまちづくりを目指しているにもかかわらず、職員の約半分が吹田に住んでいない。吹田市に魅力を感じていないかもしれないということで、非常に危機感を覚えます。ふるさと納税について職員に呼びかけるということですので、その積極的な姿勢をぜひ応援したく存じます。実際に何名の職員で総額幾らふるさと納税したかが市民に公表されると、市としての本気度、特に財政非常事態を立て直したいという職員の本気度が市民に理解され、市として大きなメリットになると思います。このように何人の職員が吹田にふるさと納税し、総額幾らなのか把握し、公表することは可能でしょうか。

(山中久徳副市長答弁)

②生活保護についての2度目の質問をいただいております。その点につきまして、市長にどのことですが、担当副市長でございます私のほうからお答えをさせていただきます。

生活保護の制度、市長もお答えを申し上げましたように、憲法第25条に基づく国民の最後のセーフティネットということで、当然にこれは国が責任を持って実施をしていく制度であるということは、これは質問議員さん、我々も共通認識のところでございます。

この制度の中で基本的にその負担についても、すべて本来的には国のほうで持っていただくというのが当然趣旨なので、引き続きいろんな皆さんと連携をして、これからもそういう国のセーフティネットであるという前提のもとに、制度としては国が責任を持って費用の点も含めて実施をしていくべきだという

ことで実施をしていく。

ただ、議員のほうからの御質問の中で、国もいわゆる財政状況が厳しい状況にあるので、それを求めるのはどうかということで、制度設計に手をつけていくべきではないかということでございましたけれども、この負担の面も、現実にも負担金として制度化されておりました、その負担の割合を徐々にでもいいです、引き上げていく、声を上げていって、最後には100%国が負担をして制度を維持していくという方向に持っていくというのも一つの制度設計というふうに考えておりますので、そういう形で今後も引き続き各市町村一緒になって声を上げていけたらというふうに考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

(平野孝子政策推進部長再答弁)

③市外在住の正規職員のふるさと納税についてでございます。

議員御指摘のとおり、市外在住の正規職員がふるさと納税による寄附を本市に対してどの程度してくれているのかということをも市民の皆さんにお知らせしていくことは、今回の行政改革に対する職員の姿勢を示すという意味で有意義なことであろうと考えております。例えば、人数でございますとか金額、総額などに対して実態をどのように把握できるかにつきましては、税という個人情報にかかわることでございますので、こういった個人情報保護等課題を整理した上で今後検討してまいりたいと考えております。

(足立将一意見)

②生活保護につきまして、やはり国に対して全額を求めたところでよい回答は得られないと思いますので、市として、生活保護の本来の趣旨は自立支援だと思っておりますので、現状の自立支援の数等を把握されておるとは思いますので、この自立支援を促進するような対策を考えていければと思います。